

## 障害福祉計画及び障害児福祉計画について

### 1. 障害福祉計画とは

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条（市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする）に基づき、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して3年ごとに定めます。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」を定めるものとされました。なお、「障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるとされています。

市町村は、平成30年度～32年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成します。

#### ■児童福祉法（第33条の20抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

6 障害児福祉計画は、障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

#### ■基本指針改正の主なポイント

- 1 地域における生活の維持及び継続の推進・・・基幹相談支援センターの有効活用等
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・政策理念として明確にする
- 3 就労定着に向けた支援・・・就労定着支援サービスの創設、成果目標に職場定着率を追加
- 4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築・・・障害児支援の提供体制の確保関連事項
- 5 「地域共生社会」の実現に向けた取組・・・高齢者、障害者、児童等福祉サービスの相互、または一体的に利用しやすくなる仕組みづくり、地域住民等による支援の地域づくり
- 6 発達障害者支援の一層の充実・・・身近な地域で必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性の明文化等

## 2. 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に盛り込むべき内容

### 第5期障害福祉計画

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項
- 各年度における障害福祉サービス、地域相談支援または計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込
- 各年度における地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込
- 計画は障害者等の数、その障害の状況を勘案すること
- 他の計画と調和が保たれること
- 障害福祉サービス等の見込量の確保方策
- 医療機関等の関係機関との連携
- 計画は障害者等の心身の状況等を把握した上で作成すること

●は義務、○は努力義務

- 自立生活援助、就労定着支援サービスの新設
- 重度訪問介護の拡充
- 低所得の高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担の軽減
- 就労定着支援1年後の就労定着率を新たに設定
- 地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備

### 第1期障害児福祉計画

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における区域ごとの指定通所支援または障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込
- 計画は障害児の数、その障害の状況を勘案すること
- 他の計画と調和が保たれること
- 通所支援または障害児相談支援の見込量の確保方策
- 医療機関、教育機関等の関係機関との連携
- 計画は障害児の心身の状況等を把握した上で作成すること

- 居宅訪問支援サービスの新設
- 保育所等訪問支援の拡充
- 補装具の貸与の活用
- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場の設置（平成30年度末までに）

### 3. 第4期障害福祉計画策定以降（H27～）の障害児者関連法等の動向

- ① **障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）の施行（H28.4.1）**  
障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供
- ② **障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部試行（H28.4.1）**  
障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務
- ③ **成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（H28.5.13）**  
成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的にかつ計画的に推進することを目的
- ④ **発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行（H28.8.1）**  
共生社会の実現。相談に総合的に応じられるよう、相談体制の整備。  
発達障害の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加の促進。  
発達障害者の支援として、就労支援とともに就労定着支援を規定、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける配慮、家族等への支援。

## 4 計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方

### ① 基本事項

基本理念及び基本原則は現行計画を踏襲する予定。

#### <基本理念>

- 人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり

#### <5つの基本原則>

- 権利の主体としての障がい者の尊厳の保持
- 社会的障壁の除去・改善
- 障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求
- 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現
- 多様な主体による協働

### ② 年度ごとのPDCAサイクル

- 第5期障がい福祉計画等において設定する「成果目標」（障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標）と「活動指標」（成果目標を達成するために計画期間の各年度における障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量）について、年1回、その進捗状況の分析・評価を行い、必要な対応を行う予定。
- 市町村は、「成果目標」と「活動指標」について、少なくとも年1回、府のスケジュールに合わせて進捗状況の分析・評価を行うこと。

### ③ 大阪府における重点課題

#### ● 地域生活への移行

入所施設からの地域移行については、「第4期障がい福祉計画」に掲げた目標の達成は厳しい状況であり、さらなる取り組みが必要。

精神科病院からの地域移行に関しては、精神障がい者の地域移行に関するネットワーク構築をめざし、今後とも市町村の取り組みを支援していく。

#### ● 就労支援の強化

福祉施設からの一般就労移行者数について、職場定着支援の必要性が一層高まっている。

#### ● 施策の谷間にあった分野への支援

発達障がいや高次脳機能障がい、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者など「施策の谷間にあった分野への支援」にも引き続き取り組んでいく。

高次脳機能障がいについては、高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業を通じ、市町村や福祉サービス事業所等へ先進好事例の紹介や効果的な研修を実施する。医療的ケアが必要な重症心身障がい児者については、「重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業」を実施する。

# (大阪府における成果目標と活動指標の関係)

## (成果目標)

## (活動指標)

(基本指針の理念) 自立と共生の社会を実現  
障がい者が地域で暮らせる社会

### 施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

(都道府県・市町村)

- 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

### 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 障がい保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 精神病床における1年以上長期入院患者数
- 精神病床における早期退院率(入院後3か月・6か月・1年の退院率)

(都道府県・市町村)

- 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)の利用者数

### 障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 福祉施設(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練、生活介護)利用者から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数
- 工賃の目標額

### 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加
- 一定の就労定着率の達成
- 工賃の向上(就労継続支援B型事業所における工賃の平均額)

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

### 障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障がい児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障がい児入所施設の利用児童数
- 医療型障がい児入所施設の利用児童数